

# 青森県報

第四千四百六十二号

平成三十年  
六月十三日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による医療機関の指定……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……一
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……二
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(高齢福祉課) ……二
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………(同) ……三
- 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………(こどもみらい課) ……三
- 証紙売りさばき人の指定……………(会計管理課) ……三
- 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生生活文化課) ……三
- 建設業者の許可の取消し……………(東青地域) ……四
- 右 同……………(中南地域) ……四

### 出先機関

○土地改良区の役員の就任及び退任……………(中南地域) ……四

### 労働委員会

○あつせん員候補者の氏名等……………(事務局) ……五

### 正 誤

○平成二十八年五月十六日定例告示中……………(健康福祉課) ……五

## 告 示

### 青森県告示第四百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十年六月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
調剤薬局ツルハドラッグ弘前アルカディア店 落合薬局 いちい薬局深浦町広戸店	弘前市大字扇町三丁目一の二 十和田市穂並町一の一 西津軽郡深浦町大字広戸字家野上一〇四の三	平成三〇・五・一 〃 〃

### 青森県告示第四百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定に

より告示する。

平成三十年六月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
スーパードラッグアサ ヒエルム店 けんこう調剤薬局 医療法人育生会奥寺歯 科	五所川原市大字唐笠柳字藤巻五一七の 一 弘前市大字三岳町六の三一 三沢市中央町三丁目一〇の二四	平成三〇・三・二六 三〇・三・三一 ク

青森県告示第四百五十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十年六月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
山形内科クリニク 調剤薬局ツルハドラッグ 弘前アルカディア店 落合薬局	弘前市大字松森町一二四 弘前市大字扇町三丁目一の二 十和田市穂並町一の二	平成三〇・四・一 三〇・五・一 ク

青森県告示第四百五十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年六月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
スーパードラッグアサ ヒエルム店	五所川原市大字唐笠柳字藤巻五一七の 一	平成三〇・三・二六

青森県告示第四百五十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成三十年六月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は 氏 名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ービス の種 類	居宅サ ービス 事業を 行 う 事 業 所	届出の 年月日	廃止 年月日
有限会社 岡島調剤 薬局	青森市長島三丁 目一二の三	居宅療 養管理 指導	おかじま 調剤薬 局 むつ店	平成 三〇・五・二	平成 三〇・五・三
			むつ市緑ヶ丘 三五の二		

青森県告示第四百五十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

平成三十年六月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	氏名又は名称 有限会社 岡島調剤 薬局	主たる事務所の所在地又は住所 青森市長島三丁目二の三	介護予防サービスの種類 介護予防 療養管理指導	介護予防サービス事業を行う事業所 名称 おかじま調剤薬局 むつ店	所在地 むつ市緑ヶ丘三五の二	廃止の年月日 平成 三〇・五・二	廃止の年月日 平成 三〇・五・三
---------------	------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	---	-------------------	------------------------	------------------------

青森県告示第四百五十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

平成三十年六月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	おかじま調剤薬局むつ店	所在地	むつ市緑ヶ丘三五の二	指定期日	平成 三〇・六・一
名称	深浦町国民健康保険深浦診療所	所在地	西津軽郡深浦町大字広戸字家野上一〇四の三	指定期日	三〇・六・六
名称	M's安原調剤薬局	所在地	弘前市安原一の二の一 フアマリオAの2	指定期日	安原

青森県告示第四百五十六号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成三十年六月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び氏名  
青森市浪館前田四丁目二九の一  
柴田 忠
- 二 指定年月日  
平成三十年六月五日
- 三 売りさばき場所  
青森市浪館前田四丁目二九の一  
柴田商店

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年六月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日  
平成三十年六月五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人八甲田自然塾

三 代表者の氏名

小林 裕志

四 主たる事務所の所在地

十和田市東三番町三二の二五

五 定款に記載された目的

この法人は、十和田市焼山湯ノ平地区の「ブナ二次林と牧野」からなる里山生態系を主たるフィールドとして、食農・医療・環境などエコロジーとヘルスとの連携に関心をもつ十和田市民と首都圏来訪者との交流を通して、ヒトと牛・馬と自然とが共生し、心身ともに健康な人生を維持できる二十一世紀型健康ルネッサンスのモデル地域づくりを目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年六月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社タリスマン

二 代表者の氏名 大柳康三郎

三 主たる営業所の所在地 青森市大字野木字野尻六一の四

四 許可番号 青森県知事許可（般―二八）第一〇〇五八八号

五 取消年月日 平成三十年六月四日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、管工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十年五月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年六月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 相馬建築

二 氏名 相馬直樹

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字大沢字下村元一一五の三

四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第二〇〇五二四号

五 取消年月日 平成三十年五月三十一日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十年四月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、石川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成三十年六月十三日

中南地域県民局長 中 平 雅 夫

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日

理事	船水 政五郎	弘前市大字清水森字村元五五の三	平成 三〇・四・一就任
〃	高橋 応夫	大字御幸町一の一二	〃
〃	工藤 作	大字石川字野崎三五の一	〃
〃	竹内 兼弘	字中川原一三の二	三〇・二・二六退任

**労働委員会**

あつせん員候補者の氏名等

労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、あつせん員候補者を次のとおり公示する。

平成三十年六月十三日

青森県労働委員会会長 大澤 一 實

氏名	職	業
大澤 一實	青森県労働委員会委員（公益委員） 弁護士	
岩谷 直子	青森県労働委員会委員（公益委員） 弁護士	
大矢 奈美	青森県労働委員会委員（公益委員） 青森公立大学経営経済学部准教授	
伊藤 佑輔	青森県労働委員会委員（公益委員） 弁護士	
細矢 浩志	青森県労働委員会委員（公益委員） 弘前大学人文社会科学部教授	

発行年月日	区分	番号	ページ	段	行
					誤

山内 裕幸	青森県労働委員会委員（労働者委員） 全日通労働組合青森支部特別執行委員
小野 武司	青森県労働委員会委員（労働者委員） 三八五労働組合中央執行委員長
谷川 浩二	青森県労働委員会委員（労働者委員） 弘前愛成会病院労働組合執行委員長
内村 隆志	青森県労働委員会委員（労働者委員） 日本労働組合総連合会青森県連合会会長
野坂 聡子	青森県労働委員会委員（労働者委員） オールユニバースユニオン副執行委員長
北村真夕美	青森県労働委員会委員（使用者委員） 株式会社青森経営研究所代表取締役社長
寺下 一之	青森県労働委員会委員（使用者委員） 寺下建設株式会社代表取締役社長
藤本 和夫	青森県労働委員会委員（使用者委員） 協同組合青森総合卸センター専務理事
斎藤 悦朗	青森県労働委員会委員（使用者委員） 弘前航空電子株式会社顧問
小笠原 裕	青森県労働委員会委員（使用者委員） 一般社団法人青森県経営者協会専務理事
櫻庭 浩	青森県労働委員会事務局長

正

誤

健康福祉政策課

正

平成  
四一  
四七  
号

告  
示

第  
三  
四  
号

第  
三  
四  
号

四

二

下

下

表  
中

表  
中

会  
法  
社  
人  
惠  
福  
仁  
社

会  
法  
社  
人  
惠  
福  
仁  
社

八  
十  
三  
の  
一  
番  
町  
一  
東

六  
二  
里  
字  
十  
三  
和  
田  
市  
大  
字

八  
十  
三  
の  
一  
番  
町  
一  
東

六  
二  
里  
字  
十  
三  
和  
田  
市  
大  
字

訪  
問  
介  
護  
予  
防

訪  
問  
介  
護

ほ  
ん  
て  
る  
た  
ん  
し  
い  
む  
ぼ  
よ  
す  
へ

ほ  
ん  
て  
る  
た  
ん  
し  
い  
む  
ぼ  
よ  
す  
へ

五  
六  
九  
里  
字  
十  
三  
和  
田  
市  
大  
字

五  
六  
九  
里  
字  
十  
三  
和  
田  
市  
大  
字

会  
法  
社  
人  
惠  
福  
仁  
社

会  
法  
社  
人  
惠  
福  
仁  
社

六  
二  
里  
字  
十  
三  
和  
田  
市  
大  
字

六  
二  
里  
字  
十  
三  
和  
田  
市  
大  
字

訪  
問  
介  
護  
予  
防

訪  
問  
介  
護

ほ  
ん  
て  
る  
た  
ん  
し  
い  
む  
ぼ  
よ  
す  
へ

ほ  
ん  
て  
る  
た  
ん  
し  
い  
む  
ぼ  
よ  
す  
へ

八  
十  
三  
の  
一  
番  
町  
一  
東

五  
六  
九  
里  
字  
十  
三  
和  
田  
市  
大  
字

八  
十  
三  
の  
一  
番  
町  
一  
東

五  
六  
九  
里  
字  
十  
三  
和  
田  
市  
大  
字

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭